

令和 8 年度 阿賀町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 9 月 1 日制定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年 法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、阿賀町（以下「町」という。）は障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、率先して障がい者就労施設等が供給する物品等の需要の増進を図り、もって就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、町が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に定める施設
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ウ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行、就労継続支援を行う入所施設）
 - エ 生活介護事業所
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律 84 号）に基づき、国、地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障がい者を多数雇用している企業
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号）に規定する特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所

4 調達の対象となる物品等

- (1) 物品

事務用品・書籍、食料品・飲料品、小物雑貨、その他の物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、
飲食店等の運営、その他サービス・役務

5 物品等の調達目標

調達目標は、毎年度、別に定める。

6 物品等の調達の推進方法

町は、物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等からの提供可能な物品等について情報を収集し、各課等に対し情報提供を行い優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

また、障がい者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組を支援する。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針は、町のホームページ等で公表する。

(2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉介護課福祉係とする。

令和8年度 阿賀町障がい者就労施設等からの調達目標額

調達目標額 1, 7 2 0, 0 0 0 円